

第Ⅰ部

計画の趣旨

1 計画策定の背景	2
2 計画の位置付け	4
3 計画期間	6
4 計画の対象	6
5 計画の基本理念と目指すまちのすがた	7
6 前計画（「京都市未来こどもプラン」）の概要と取組状況	9
7 ニーズ調査・意識調査	11



1 計画策定の背景

京都市では、社会の宝である子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くため、大人として何をすべきか、市民の共通規範として、2007（平成19）年2月に「子どもを共に育む京都市民憲章（愛称:京都はぐくみ憲章）」を制定しました。

そして、この憲章の精神を理念として、2010（平成22）年3月に、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に位置付ける「京都市未来こどもプラン」（以下「前計画」という。）を策定し、社会全体で子どもたちを守り育むまちづくりを進めるための様々な取組を推進してきました。

現在、我が国においては、少子化の進行、家族規模の縮小や地域の共同関係の希薄化を背景として、家庭や地域の「子育て力」の低下が懸念される状況が続いている。

2013（平成25）年10月に実施した「京都市子育て支援に関する市民ニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という。）においても、特に母親において、子育てに不安や負担を感じている人が多く見られます。また、ニーズ調査によると、父親の生活は仕事中心であり、家事や子育てについては、依然として母親が中心となって担われている状況がうかがえます。

また、この5年間で、児童虐待の相談・通告件数が大幅に増加しています。これは、児童虐待に対する社会的関心が高まっていることが大きな要因と考えられますが、通告を受け、児童虐待として認定される件数も増加していることから、未然防止や早期発見などの取組がより重要となっています。

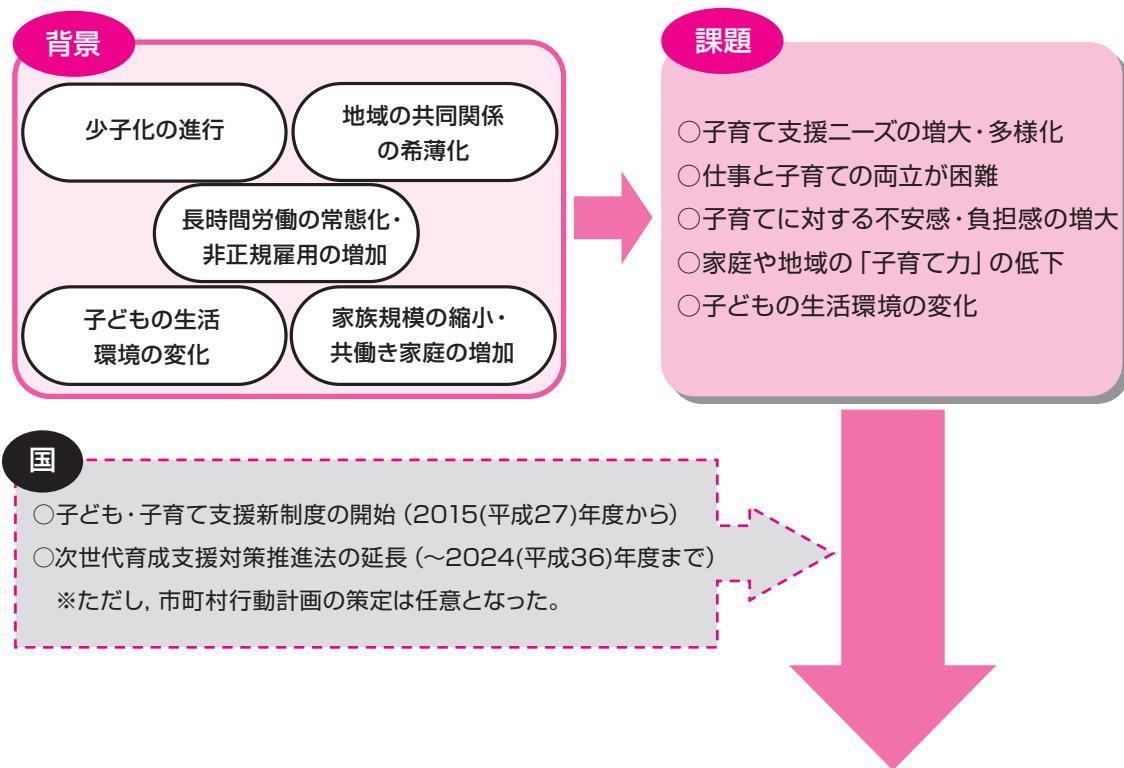
さらに、近年では、スマートフォンの急速な普及に伴い、長時間利用による生活習慣の乱れや犯罪やいじめに巻き込まれる危険性が危惧されるなど、子どもの生活や安全への悪影響も懸念されています。

このように、子どもや子育て家庭を取り巻く状況は、依然として厳しい状況にあります。しかし、その一方で、京都市では、市民ぐるみ・地域ぐるみで子どもや子育てを支える取組が着実に進んでいます。先に述べた「子どもを共に育む京都市民憲章（愛称:京都はぐくみ憲章）」については、その理念が浸透し、家庭、地域、育ち学ぶ施設、企業など、社会のあらゆる場で実践行動が広がるよう、2011（平成23）年4月に「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」を施行し、憲章の実践を推進する行動の輪を広げる取組を進めています。また、子育てサロンや子育てサークルといった地域の住民同士で子育てを支え合う活動も盛んとなっています。

今後とも、こうした活動の輪を更に広げ、身近な地域において、子育てを支え合い、温かく見守る風土づくりを進めることが重要です。

この計画は、こうした背景を踏まえ、前計画を引き継ぐ後継計画として策定するものです。また、策定に当たっては、保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、学識経験者をはじめとする幅広い関係者により構成する「京都市子ども・子育て会議」において、市政の最重要課題として位置付ける少子化対策の観点からも調査審議を行いました。

今後5年間、この計画に基づき、子どもたちの未来のため、市民みんなで子どもを育むまちづくりを推進していきます。



「京都市未来こどもはぐくみプラン」

～京都市の子育て支援施策の新たな総合計画～

計画期間：2015（平成27）年度
～2019（平成31）年度

- 前計画である「京都市未来こどもプラン」（計画期間：2010（平成22）年度～2014（平成26）年度）の後継計画
- 「子ども・子育て支援事業計画」、「母子保健計画」、「放課後子ども総合プラン」、「家庭的養護推進計画」、「ひとり親家庭自立促進計画」を一体的に盛り込み策定（2029（平成41）年度までの15年間を取組期間として定める「家庭的養護推進計画」については、前期計画部分（5年間）を盛り込む。）
- 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に位置付ける。
- 青少年施策の指針である「京都市ユースアクションプラン」と共に、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「市町村子ども・若者計画」に位置付ける。

2 計画の位置付け

この計画は、「京都市未来こどもプラン」(2010(平成22)年3月策定)の後継計画に当たる京都市の子育て支援施策の総合的な計画で、次世代育成支援対策推進法第8条に規定される市町村行動計画に位置付けるものです。

また、「安らぎのある暮らし」と「華やぎのあるまち」という目標を掲げ、「信頼」を基礎に社会の再構築を目指すというまちづくりの方針を理念的に示した「京都市基本構想」(1999(平成11)年12月策定)を具現化するための「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）(第2期)」の分野別計画として策定するものです。

なお、この計画は、次の計画を一体的に盛り込んでいます。

京都市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条に基づく、幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他同法に基づく業務の円滑な実施に関する計画

京都市母子保健計画

21世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子21(第2次)」(2014(平成26)年策定)の趣旨を踏まえて、親と子の健康づくりや健康を支援する環境づくりを推進するための計画

京都市放課後子ども総合プラン

すべての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や、教育と福祉との連携方法等について検討しつつ、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を計画的に整備していくための計画

京都市家庭的養護推進計画

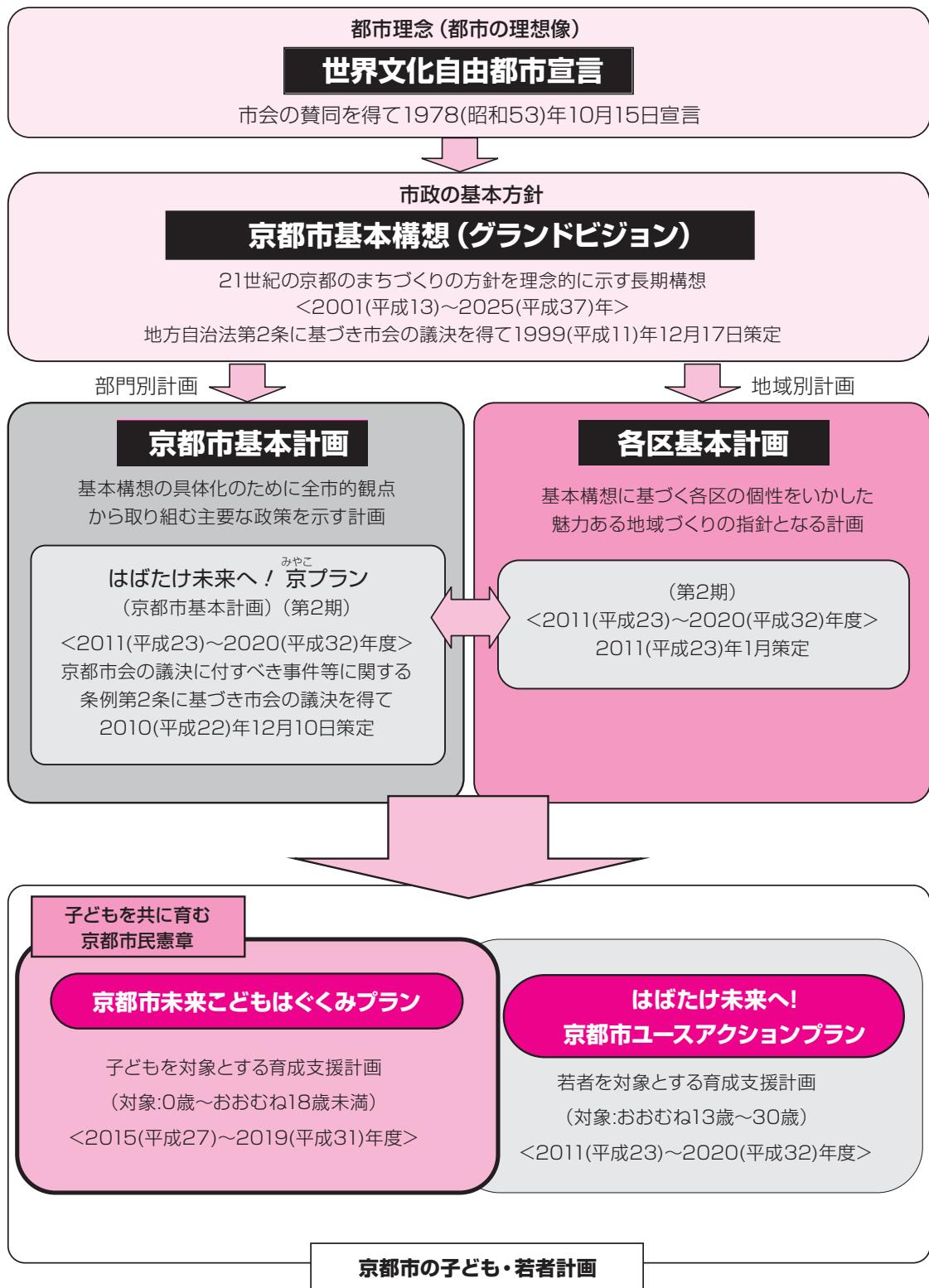
児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会が2011(平成23)年7月にとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」を実現するための15年間にわたる方針について、本市独自に定める計画(2029(平成41)年までの15年間の取組期間のうち、前期計画部分(5年間)を盛り込む。)

京都市ひとり親家庭自立促進計画

母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づき、厚生労働大臣が定めた「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(2008(平成20)年4月1日)に則し、今後における、母子家庭、父子家庭及び寡婦に対する自立支援対策を総合的かつ効果的に展開するための基本目標と具体的な措置等について盛り込んだ計画

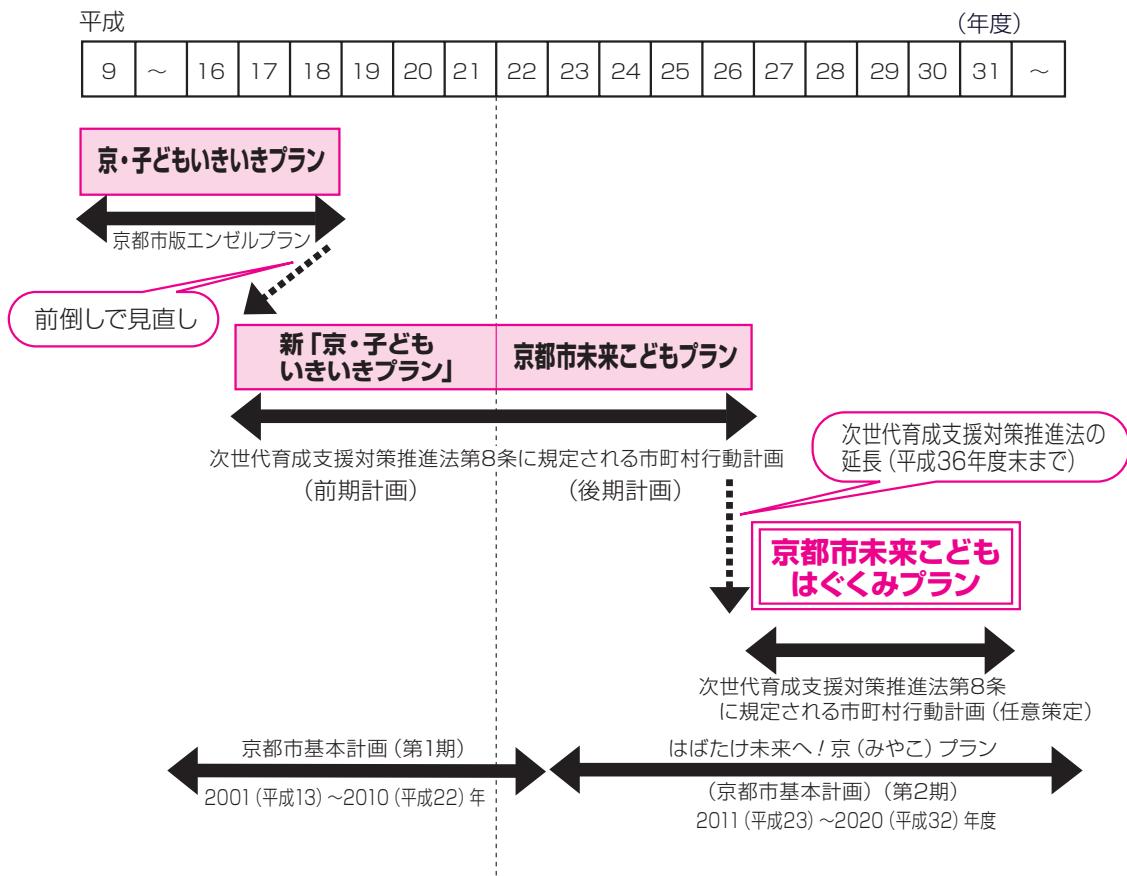
また、本計画は、青少年施策の指針である「京都市ユースアクションプラン」と共に、「子ども・若者育成支援推進法」に規定される「市町村子ども・若者計画」として位置付けるものです。

さらに、「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン（京都市基本計画）(第2期)」をはじめとする京都市の関連計画との整合を図ったものとなっています。



3 計画期間

この計画の期間は、2015（平成27）年度から2019（平成31）年度までの5年間とします。



4 計画の対象

この計画は、すべての子どもと子どもを育成し又は育成しようとする家庭、市民、企業、行政など、京都市におけるすべての個人、団体を対象とします。

なお、この計画における「子ども」とは、0歳からおおむね18歳未満とします。

5 計画の基本理念と目指すまちのすがた

(1) 基本理念

子どもたちの今と未来をみんなではぐくむ 子育て支援都市・京都

～子どもたちの今と未来のため、市民共通の行動規範として制定した「子どもを共に育む京都市民憲章（愛称:京都はぐくみ憲章）」の理念のもと、市民・地域ぐるみで子育てを支え合い、京都の未来を託す子どもたちを健やかで心豊かに育むまちづくり、「京都で育ってよかった」、「京都で子育てをしたい」と思えるまちづくりを進めます～

(2) 目指すまちのすがた

基本理念を実現するため、市民みんなで子どもの成長段階に応じた、切れ目のない、きめ細かな取組を進めます。

1 子どもを社会の宝として、子どもの最善の利益を追求するまち

1989（平成元）年11月に国連総会において、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択されました。

我が国では、この条約を批准した1994（平成6）年から20年が経過した現在においても、児童虐待やいじめ、子どもを巻き込む犯罪など、子どもの人権を侵害し、命にも関わる深刻かつ重大な課題が生じています。

京都では、次代を担う子どもたちを健やかで心豊かに育む社会を目指す「京都はぐくみ憲章」を制定し、家庭、地域、育ち学ぶ施設、企業、行政など社会のあらゆる場で、実践行動の輪を広げる取組を進めています。

子どもたちの命と健やかな育ちを脅かすものに対して、市民一人ひとりが毅然とした態度で臨み、「京都はぐくみ憲章」の理念に基づく活動を実践することにより、子どもにとって最善の利益を追求していきます。

2 「真のワーク・ライフ・バランス」が息づき、男女が子育てを共に担う主役として、安心して子どもを生み育てることのできるまち

我が国では、近年、共働き世帯の増加傾向が続いているが、子育てや家事の大部分を未だに女性が担っている実態があります。

子育てや家事は男女が協力して行うべきものであり、男女が共に、仕事や家庭生活、社会貢献などの調和を図り、生きがいと充実感を得て人生を送ることができる「真のワーク・ライフ・バランス」の推進に向けた取組が重要です。

また、安心して子どもを生み育てることのできる社会環境づくりには、幼児教育・保育の提供、学童クラブ事業をはじめとする子ども・子育て支援施策の充実が必要であり、これらを車の両輪として並行して取り組んでいきます。

3 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた育成を図り、子どもたちがたくましく未来を切り拓くことのできるまち

急速なグローバル化や情報化、絶え間ない技術革新など社会環境の変化が激しい時代にあって、これからの中を生き抜き、自立して社会に貢献し、広く世界の発展に寄与するなど、たくましく未来を切り拓く子どもたちを育むことが求められています。

京都では、長い歴史の中で培ってきた伝統や文化を土台に、自由で先駆的な気風を育みながら「まちづくりは人づくりから」の理念を大切にして、個性豊かで活力に満ちたまちを築いてきました。

こうした京都ならではの特性をいかし、子どもたちが、確かな学力を身につけ、豊かな人間性を培い、心身共に健やかに育つことが大切であり、市民ぐるみ・地域ぐるみでこうした子どもたちの学びと育ちを支えるまちづくりを進めます。

4 家庭・地域・育ち学ぶ施設・企業・行政など社会のあらゆる場で、市民みんなが子どもの育ちと子育てを支え合い応援するまち

子育て家庭をめぐっては、家族規模の縮小、地域コミュニティの希薄化等による子育ての孤立化や、仕事と子育ての両立の難しさなど、様々な課題がありますが、これらを家庭・地域・育ち学ぶ施設・企業・行政など社会のあらゆる場で、一人ひとりが自らの課題として捉え、意識や行動の改革に向けた取組を進めていくことが重要です。

京都には、地蔵盆等の伝行事や全国に先駆けた小学校の創設に見られるように、古くから地域を基盤とした子育てや人づくりの文化が根付いています。また、近年においても、地域の人々が身近な地域で子育てを支え合う、自主的な活動が展開されています。

こうした京都ならではの市民ぐるみ・地域ぐるみで子どもの育ちと子育てを支え合うまちづくりを更に進めます。

5 子どもが喜びの中で生まれ育ち、みんなが子育てに夢を持つことのできるまち

すべての子どもが周囲から祝福されながら育まれ、自らをかけがえのない存在と感じて他人との絆の中で育つことは、魅力あふれる京都を築いていくための礎となるものです。

市民みんなが子育てに誇りと夢を持つことができ、子どもを生み育てたい希望を持つ人の願いがかなえられるよう、社会全体で応援する風土づくりを進め、子どもたちがいきいきと輝くまちづくりを進めます。

6 前計画（「京都市未来こどもプラン」）の概要と取組状況

■ 計画の趣旨・位置付け

2010（平成22）年3月に、京都市の子育て支援施策の総合的な計画で、次世代育成支援対策推進法第8条に規定する市町村行動計画（後期計画）に位置付けるものとして策定

■ 計画の期間

2010（平成22）年度から2014（平成26）年度までの5年間

■ 計画の対象

すべての子どもと子どもを育成し又は育成しようとする家庭、市民、事業者、行政など、市内のすべての個人、団体（計画における「子ども」とは、0歳からおおむね18歳未満）

■ 基本理念（計画が目指すまち）

『子どもに笑顔 みんなではぐくみ 子育て“きょうかん”都市・京都』

～「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念が市民生活の隅々まで浸透し、市民みんなで子育てを支え合い、子どもを生み育てる喜びを実感できるまち、子どもたちが「京都で育って良かったね」といえるまちづくりを目指します～

■ 施策概要と取組状況

前計画は、「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念のもと、仕事と生活の調和を図り、安心して子どもを生むことのできる環境づくり、「市民力」、「地域力」をいかして子育てを支え合うことのできる風土づくり、明日の京都を担う子どもたちの「生きる力」を育むことのできるまちづくりを目指す、総合的な取組を内容としています。

京都市では、この5年間で、前計画に掲げた210の施策すべてに着手し、児童虐待防止対策や保育所待機児童の解消に向けた受入児童数の拡大をはじめ、地域における子育て支援、ひとり親家庭への支援、母子保健・思春期保健、教育環境づくりなど、子育て支援の幅広い分野にわたり、総合的な取組を進めてきました。

この結果、前計画の数値目標を上回る保育所定員の確保を行い、2014（平成26）年4月当初において待機児童ゼロを実現したほか、多様な保育ニーズに対応する延長保育、一時保育等の実施箇所数拡大など、着実に充実を図ってきました。

また、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」の制定、子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）の実施箇所数の拡大や住民相互による子育て支援活動である子育てサロン・サークルの活動促進など、市民みんなで子育てを支え合う風土づくりのための取組を積極的に進めてきました。

しかしながら、子育ての孤立化や児童虐待の増加といった子どもや子育て家庭を取り巻く深刻な状況は、大きくは改善しておらず、今後も更に取組を進めていくことが必要です。

<前計画の進捗状況>

2014（平成26）年度末（見込）

施策数等		「完了」又は「推進中」	「未着手」
施策総数	210	210	0
進捗率	100%	100%	0%
うち重点施策	113	113	0
うち推進施策	97	97	0

<前計画の数値目標設定施策>

施 策 名	平成21年度	平成26年度 (年度末見込み)	達成率	(平成26年度) 目標
子育て支援活動いきいきセンター (つどいの広場)	20箇所	35箇所	100%	35箇所
保育所定員	24,525人	26,035人	103.8%	25,075人
延長保育 (夜間保育園における延長保育を含む)	179箇所	195箇所	100%	195箇所
一時保育	42箇所	50箇所	100%	50箇所
休日保育	5箇所	7箇所	100%	7箇所
1歳6か月児健康診査 (受診率+未受診者への支援)	95.9%	99.3%	99.3%	100%
学童クラブ事業と放課後まなび教室との連携 ・一元化児童館【学童クラブ機能を有した児童館】 (学童クラブ事業等登録児童数) ・放課後まなび教室 (放課後まなび教室登録児童数)	130箇所 (7,903人)	130箇所 (9,267人)	100% 106.2%	130箇所 (8,730人)
土曜学習	小・中学校239校 (実施率94.1%)	小・中学校239校	100%	全小・中学校実施
小学校での1週間にわたる 長期宿泊・自然体験活動	小学校59校 (実施率33.0%)	小学校166校	100%	全小学校実施
中高生と赤ちゃんとの交流事業	30箇所	50箇所	100%	50箇所

7 ニーズ調査・意識調査

この計画の策定に当たり、子育てに関する意識やニーズ、結婚や出産に関する意識などを把握し、子育て支援施策の展開の方向性を検討する基礎資料として活用するため、次の5つのニーズ調査・意識調査を実施しました。

① 京都市子育て支援に関する市民ニーズ調査

対 象	2013（平成25）年9月1日現在、京都市内在住の小学校入学前児童の保護者6,500人（小学校入学前児童調査）及び小学生の保護者6,500人（小学生児童調査）
期 間	2013（平成25）年10月30日（水）から11月13日（水）まで

② 京都市結婚と出産に関する意識調査

対 象	2013（平成25）年10月1日現在、京都市内在住の18歳から49歳までの市民6,500人
期 間	2013（平成25）年10月30日（水）から11月13日（水）まで

③ 京都市ひとり親家庭実態調査

対 象	2013（平成25）年10月1日現在、京都市内在住の母子世帯（3,200人）、父子世帯（1,800人）
期 間	2013（平成25）年10月30日（水）から11月13日（水）まで

④ 京都市母子保健に関する意識調査

対 象	2013（平成25）年8月15日から9月20日の間に保健センター・支所における乳幼児健康診査（4か月児、8か月児、1歳6か月児、3歳児）に来所した保護者4,332人
期 間	2013（平成25）年8月15日（木）から9月27日（金）まで

⑤ 京都市思春期に関する意識調査

対 象	2013（平成25）年8月1日現在、13歳以上19歳以下の市民5,000人
期 間	2013（平成25）年8月15日（水）から9月4日（水）まで

※ 各調査の結果は、以下のホームページで公開しています。

■ 京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-3-1-0-0.html>

■ 京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-5-1-0-0.html>

